小川香料株式会社

人権に関する方針

小川香料株式会社および小川香料グループ企業は、国際的な人権の原則に従い、事業活動を継続するうえで影響を与えうる人たちすべての人権が尊重されなければならないことを理解し、すべてのステークホルダーの尊厳が守られるように力を尽くします。

1. 対象範囲

小川香料株式会社および小川香料グループ企業のすべての役員・従業員（以下、私たち）は、国際的な人権の原則に従い、製品・サービス・事業活動全てにおいて自らが差別や人権侵害に関与しないよう努めるとともに、サプライヤー・ビジネスパートナーなどに対しても、これらの原則に則って人権を尊重し、侵害しないことを求めます。

2. 人権の尊重

私たちは、企業活動のあらゆる場面において人権を尊重し、持続可能な社会の実現に貢献します。

3. 強制労働・児童労働の禁止

私たちは、あらゆる形態の強制労働、児童労働を禁じ、人権を侵害する労働慣行の是正あるいは根絶に取り組みます。また、人身売買を含む、いかなる形態の現代奴隷も許容しません。

4. 多様性の尊重

私たちは、共に働く仲間の多様性を尊重し、人種・国籍・宗教・信条・学歴・性別・年齢・社会的身分・出身地・疾病・障害および性的指向などによる差別およびハラスメントを許容しません。機会は常に平等であり、採用、配置、評価、報酬および昇進は、本人の能力・行動や成果に基づいて適正に行います。

5. 労働安全衛生

私たちは、安全かつ衛生に配慮した職場環境を提供すると共に、安全・衛生に関する法令、規制、社内ルールを遵守し、健康リスクへ適切な対応を行うことで、その維持に取り組みます。また、災害から従業員を守るため、防災に努めます。

6. 労働条件

私たちは、事業活動を行う国・地域において適用される賃金、労働時間、超過勤務時間および福利厚生に関する適用法令の遵守に取り組みます。加えて、法令遵守にとどまらない過剰な労働時間の削減に取り組みます。

7. 従業員教育、能力向上の支援

私たちは、従業員個人の能力や創造性発揮のために、関連するスキル・ノウハウの習得や自己啓発を奨励し、

教育・研修機会の設定、および従業員が学習するためのセミナーや教育講座の受講を支援します。

8. 結社の自由・団体交渉の権利行使の尊重

私たちは、従業員個人の意思に基づき労働組合を結成する権利、および参加・不参加を選択する権利を尊重し、効果的な団体交渉権の行使を容認します。会社はその代表者との建設的な対話を通じ、誠意をもって交渉に臨みます。

9. 人権尊重に向けた取り組み・体制

私たちは、人権侵害の発生を防ぐための適切な報告窓口を設けることで、実効性のある対策の仕組みづくりを行います。また、万が一事業活動を通じて人権への負の影響が生じた場合には、その解消に向けて公正かつ公平な救済措置を行い適切に対応します。

10.達成すべき目標

私たちは、2026 年までの以下の目標達成に向けて、当社の進捗状況を毎年モニターしていきます。

・重大な労働災害、事故の発生件数をゼロにする
・有給休暇の取得率 70%以上を維持する
・女性の管理職割合を 20%以上にする
・男性の育児休業取得率を 50%以上にする
・定期的に能力、行動に関する評価を受けている従業員の割合 90%以上を維持する

11. 方針管理と見直し

本方針の推進は、代表取締役社長を含む取締役会によって承認され、総務人事担当が、すべての役員・従業員や外部ステークホルダーに対し方針の浸透を図り、人権啓発活動の積極的な推進を図ります。また、この方針は少なくとも 3 年に 1 度見直しを実施します。

2024年 10 月28日制定